

# 別府市立学校業務改善計画 第2期

令和4年1月  
別府市教育委員会

## 1. 趣旨

本市では、平成30年3月に策定した「別府市立学校業務改善計画」に基づき教職員の長時間勤務の是正に向けた業務改善を進め、達成目標「1か月の時間外在校等時間80時間超過の教職員10%以下」「市教委主催の研修及び会議の縮減、平成29年度現状値10%以上」（資料1）を達成した。

さらに、令和2年3月27日に「別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、1か月の時間外在校等時間45時間以内、1年間の時間外在校等時間は360時間以内を上限時間の原則として定めたところである。

しかし、令和2年度実績では1か月の時間外在校等時間45時間を超過している教職員の割合は23.2%（資料2）であり、依然として長時間勤務の実態がある。とりわけ、医師による面接指導の対象となる80時間を超過している教職員が2.2%（資料3）という状況については、早急に改善を図る必要がある。

このような状況に鑑み、本市教育委員会は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、教職員の長時間勤務の是正に向けた業務改善の取組の指針として、本計画を策定する。

なお、この第2期改善計画は、令和6年度の達成度を踏まえ見直しを行い、改めて別府市立学校業務改善の検討を行う。

（資料1）平成29年度設定達成指標と令和2年度実績

達成指標	基準値 (平成29年6月)	令和2年度目標	令和2年度実績
1か月の時間外在校等時間80時間超過の教職員の割合	15.7%	10.0%	2.2%
市教委主催の研修及び会議の縮減（時間ベース）	20,660分	-10.0%	-33.0%

（資料2）令和2年度 1か月の時間外在校等時間45時間を超過している教職員数と割合

幼稚園	小学校	中学校	総計
2.75人（6.7%）	50.8人（16.1%）	75.8人（37.6%）	129.4人（23.2%）

（資料3）令和2年度 1か月の時間外在校等時間80時間を超過している教職員数と割合

幼稚園	小学校	中学校	総計
0.7人（1.6%）	2.8人（0.9%）	9.0人（4.5%）	12.5人（2.2%）

## 2. 本計画の達成指標

「別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、超過勤務時間の削減に努める中で、医師による面接指導の対象となる80時間を超過している教職員については、早急に改善を図る必要があるため、当面目標となる達成指標を以下のとおり設定する。

達成指標	基準値（令和2年度）	令和6年度目標
1か月の時間外在校等時間 80時間超過の教職員の割合	2.2%	0.0%

「別府市立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（一部抜粋）」

### ■ 上限時間の原則

- ① 1か月の時間外在校等時間 45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間 360時間以内

### ■ 特例的な扱い（児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合）

- ① 1か月の時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間の時間外在校等時間 720時間以内
- ③ 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月）のそれぞれの期間について、1か月の時間外在校等時間の平均80時間以内
- ④ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6か月以内

## 3. 勤務実態改善の具体的取組

### （1）勤怠管理システムによる適正な勤務時間管理

- ① 校長は、勤怠管理システムにより教職員一人一人の勤務時間を的確に把握し、働きすぎの傾向がある教職員に対する速やかな指導や校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化等を行う。
- ② 教育委員会は、勤務時間の把握および分析を行い、必要な環境整備等の改善策を講じる。

### （2）各学校における業務改善計画の策定と実行

- ① 校長は、校内の業務改善を推進するため、前年度に明らかになった課題等を踏まえ、より効果的で実効性のある業務改善計画を策定する。  
また、学校評価の4点セット欄に、業務改善計画の重点を位置付け、校務の効率化について評価・改善を図る。
- ② 教育委員会は、学校評価の4点セットに位置付けられた業務改善の進捗状況を確認するとともに、必要な予算措置等の改善策を講じる。

### (3) 全市一斉定時退勤日及び学校閉庁日の設定

- ①第3水曜日を全市一斉定時退勤日に設定し、教職員一人一人が業務改善の意識をもって働き方の見直しを進める契機とする。
- ②原則として8月13日から15日を学校閉庁日として設定し、教職員の休暇取得を促進する。

### (4) 教職員研修、会議の見直し

引き続き教育委員会が実施する教職員研修や会議等の精選を行うとともに、内容に応じてICTを活用したオンライン研修・会議の導入を検討する。

### (5) 校務支援システム等による業務の効率化

システムの活用推進に向けて、管理職対象の説明会や教職員対象の操作研修等を実施する。

### (6) 勤務時間外の連絡対応の見直し

教師が保護者や外部と連絡する際の手段やシステムを検討する。

### (7) 部活動の在り方の見直し

- ①令和元年5月に策定した「別府市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、部活動休養日を週当たり2日以上とし、活動時間を平日2時間、学校休業日3時間程度とするなど、部活動指導に要する活動時間の縮小を図る。
- ②部活動指導員の配置により部活動指導の負担軽減を図る。
- ③休日の部活動の段階的な地域移行を検討する。

### (8) 学校への人的支援（令和5年度 一部更新）

#### ①教職員業務支援員等の配置

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> スクール・サポート・スタッフ | <input type="checkbox"/> 登校支援員        |
| <input type="checkbox"/> 特別支援教育支援員      | <input type="checkbox"/> 部活動指導員・地域指導員 |

#### ②専門家の活用促進

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー（SC）     | <input type="checkbox"/> スクールロイヤー（法的相談） |
| <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー（SSW） | <input type="checkbox"/> スクールサポーター（SS）  |
| <input type="checkbox"/> 心理相談員              | <input type="checkbox"/> 教育支援室教育相談員     |
| <input type="checkbox"/> 日本語指導員             | <input type="checkbox"/> 母語支援員          |

#### ③学校における地域学校協働活動の推進に係る人員配置

- 統括コーディネーター

### (9) 学校徴収金（給食費）の公会計化の検討

令和7年度以降の導入に向けて、徴収業務に係る教職員の負担軽減と、給食費納入に係る保護者の利便性を両立させるための給食費システムを検討するとともに、適切な債権の管理方法について調査研究を進める。

**(10) 学校施設（体育館、運動場等）の貸出に係る業務の見直し**

- ①社会体育団体等への学校施設の貸出に係る事務について、申請書等の様式を見直すなど、事務の効率化を検討する。
- ②学校施設の使用許可に係る事務を学校以外の主体が担うことができないか、他市の事例を調査・研究の上、検討する。

**(11) 教職員のメンタルヘルス対策の推進**

- ①管理職が教職員のメンタルヘルス対策を行う上で、校内の労働安全衛生委員会や運営委員会等で教職員に対する相談体制を整える。
- ②管理職対応が難しい場合は、大分県教育庁別府教育事務所に配置されている「心のコンシェルジュ」を活用する。